

平成30年12月28日

総務部

## 業務時間外での業務用端末の自動停止について

### 概要

時間外勤務の適正管理を図り「働き方改革」を推進するため、庁舎内で使用する業務用端末について平成31年1月4日金曜日から、事前に命令を受けていない職員が使用する端末は午後6時に自動停止することとしました。

### 1 開始日時

平成31年1月4日（金曜日）午後6時00分から

※ 移行期間として1月末まで一部機能を抑制し、2月から本格的に実施する予定です。

### 2 対象となる業務用端末

事前に時間外勤務命令を受けていない職員（管理職員を除く。）が使用する業務用端末（庁内ネットワーク端末）

※ 適用する職員数は、業務用端末を使用している約960人となる見込み。（参考：管理職を除く一般職の全職員数1,210人）

※ 災害対応にあたる担当課（市政広報課、危機管理防災課、各市民センター総務教育課など）の土曜日、日曜日、祝日の勤務、並びに端末を使用しない業務に従事する職員（消防署や養護老人ホームに勤務する職員ほか）などは対象外。

（本件の問い合わせ先）

総務部 職員課

担当：幸島

電話：直通72-9185（内線1441）